

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
8月14日
(火曜日)

目次

- 告示
保安林予定森林（長門市）（森林整備課）……………
- 公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（商政課）……………
- 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出（建築指導課）……………
- 二 契約の締結（議会事務局総務課）……………
- 三



山口県告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成三十年八月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
長門市三隅中字河内原一〇四九一の一、一〇五七五の一、一〇五七五の二四、字南河内一〇五六九の二、字河内前一〇六四五の一、一〇七一九の一、一〇七三二の一、字櫛一〇九三七の八
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。）



(一八二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成三十年八月十四日から同年十二月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年八月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フジ新南陽店
所在地 周南市政所二丁目二番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 辻 正道
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ココカラファイナヘ ルスケア	石橋 一郎	塚本 厚志

四 届出年月日

五 平成三十年七月十九日
 変更年月日
 平成二十八年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 フジ新南陽店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 所在地 周南市政所二丁目二番一号

三 株式会社西南企画 住 代表者の氏名
 変更に係る事項の概要 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 辻 正道

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	株式会社大創産業
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号
—	—	矢野 博文

四 届出年月日
 平成三十年七月十九日
 変更年月日
 平成二十九年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 フジ新南陽店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 所在地 周南市政所二丁目二番一号

三 株式会社西南企画 住 代表者の氏名
 変更に係る事項の概要 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 辻 正道

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社大創産業	株式会社大創産業
—	—	株式会社大創産業
—	—	矢野 博文
—	—	矢野 靖二

四 届出年月日
 平成三十年七月十九日
 変更年月日
 平成三十年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 フジ新南陽店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 所在地 周南市政所二丁目二番一号

三 株式会社西南企画 住 代表者の氏名
 変更に係る事項の概要 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 辻 正道

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ	株式会社フジ
—	—	株式会社フジ
—	—	尾崎 英雄
—	—	山口 普

四 届出年月日
 平成三十年七月十九日
 変更年月日
 平成三十年五月十七日

(一八三) 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

平成三十年八月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社建築構造センター 東京都新宿区新宿一丁目八番一号
- 二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更後	変更前
東京都新宿区新宿一丁目八番一号 仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号 福島県郡山市中町一〇番五号 群馬県高崎市八島町二六二番地 さいたま市浦和区高砂二丁目二番三三〇 千葉県船橋市葛飾町二丁目四〇二番三三〇 横濱市西区北幸二丁目三番一九号 長野市南區栄四丁目一四番二八号 名古屋市中区栄四丁目一四番二八号 三重県四日市市浜田町二番一八号 島根県松江市中丁堀一五番六号 岡山市北区八丁堀一五番六号 香川県高松市三番町七丁目一三番一三三〇 愛媛県松山市三番町七丁目一三番一三三〇 福岡市博多区御供所町一丁目九番三八号 佐賀市駅前中央一丁目九番三八号 長崎市万才町三番四号 鹿児島市西千石町一丁目六番八号 沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号	東京都新宿区新宿一丁目八番一号 仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号 福島県郡山市中町一〇番五号 さいたま市浦和区高砂二丁目二番三三〇 千葉県船橋市葛飾町二丁目四〇二番三三〇 横濱市西区北幸二丁目三番一九号 長野市南區栄四丁目一四番二八号 名古屋市中区栄四丁目一四番二八号 三重県四日市市浜田町二番一八号 島根県松江市中丁堀一五番六号 岡山市北区八丁堀一五番六号 香川県高松市三番町七丁目一三番一三三〇 愛媛県松山市三番町七丁目一三番一三三〇 福岡市博多区御供所町一丁目九番三八号 佐賀市駅前中央一丁目九番三八号 長崎市万才町三番四号 鹿児島市西千石町一丁目六番八号 沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号

三 変更年月日

平成三十年七月三十日

(二八四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成三十年八月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
議事事務局総務課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
山口県議会映像配信システム再構築業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

落札者を決定した日

平成三十年七月二十三日

落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

N T T ビジネスソリューションズ株式会社 大阪市北区大深町三番一号

六 落札金額

三千三百四十八万円

七 入札公告日

平成三十年五月二十九日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

総合評価

平成三十年八月十四日
印刷發行

發行人所

山口県知事